

# 静岡県教育委員会

## 議事録

平成 28 年度 第 23 回定例  
3 月 6 日（月）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 29 年 3 月 6 日に教育委員会第 23 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 29 年 3 月 6 日（月） 開会 13 時 15 分  
閉会 15 時 45 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀  
委 員 員 齊 藤 行 雄  
委 員 員 興 直 孝  
委 員 員 渡 邊 靖 乃  
委 員 員 藤 井 明

事務局（説明員）	杉 山 行 由	教育次長
	水 元 敏 夫	教育監
	北 川 清 美	理事兼教育総務課長
	福 永 秀 樹	理事兼健康体育課長
	小野田 裕 之	教育政策課長
	本 村 勉	情報化推進室長
	遠 藤 宗 男	人権教育推進室長
	長 澤 由 哉	財務課長
	南 谷 高 久	福利課長
	林 剛 史	義務教育課長
	太 田 修 司	義務教育課人事監
	藤 本 眞 二	幼児教育推進室長
	渋谷 浩 史	高校教育課長
	神 田 不 二 彦	高校教育課指導監
	山 崎 勝 之	特別支援教育課長
	山 本 知 成	社会教育課長
	赤 石 達 彦	文化財保護課長
	奥 村 篤	静岡教育事務所長
	山 本 裕 洋	静岡西教育事務所長
	河原崎 全	中央図書館長
	吉 澤 勝 治	総合教育センター所長
	渡 邊 清 勝	教育総務課事務統括監
	大 石 正 佳	教育総務課主席人事管理主事

#### 4 その他

(1) 48～53 号議案は原案のとおり可決された。

(2) 報告事項 1～3 は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

12 月 20 日、1 月 10 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しているのので、朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、渡邊委員にお願いする。

**【非公開の決議】**

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
第 49、50、51、52、53 号議案、報告事項 3 及び配付報告 3 は人事案件であるため、非公開としたいと思うが異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、非公開案件から審議を始め、第 49、50、51、52、53 号議案、報告事項 3 及び配付報告 3 は非公開とする。

**<非>第 51 号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公表

**<非>第 52 号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公表

**<非>第 53 号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公表

**<非>第 50 号議案 平成 28 年度永年勤続者表彰被表彰者の決定**

※ 非公表

**<非>報告事項 3 平成28年度末公立学校校長教頭等登用選考結果**

※ 非公表

**<非>第 49 号議案 静岡県文化財保護審議会委員の任命**

※ 非公表

(会議の公開)

教 育 長： ここで会議を公開する。

**第 48 号議案 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則**

教 育 長： 第 48 号議案「静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則」について、山崎特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。  
興 委 員： 条ずれで第 10 号が 9 号となるが、従来の第 10 号はどういった規程なのか。  
総務事務統括監： その他校長が必要と認めた休業日、となっている。  
教 育 長： 他に質疑はあるか。  
全 委 員： (特になし)  
教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。  
全 委 員： (異議なし)  
教 育 長： 第 48 号議案を原案どおり可決する。

### 報告事項 1 静岡県公立小中学校教員初任者研修協働実施プログラム

教 育 長： 報告事項 1 「静岡県公立小中学校教員初任者研修協働実施プログラム」について林義務教育課長より説明願う。  
義務教育課長： <報告事項についての説明>  
教 育 長： 質疑等はあるか。  
興 委 員： 積極的な素晴らしい施策である。大学は教育課程を持っている責任者なので、教育の現場から要望は出されるとしても基本的な判断は大学がしなければならない。その意味でも大学の自主的な対応は認めてほしい。今回、初任者が顕在化しているが、カリキュラムをこなした人のことは教育側の対応となる。そのことが連携をとっていくことである。経験を重ねた人に対する配慮も必要であるので、カリキュラムの編成が柔軟に行われることを期待する。  
教 育 長： 静岡大学と常葉大学が対象となるが、何名程度受け入れることができるのか。  
義務教育課長： 入学定員は各 20 名となる。その内、常葉大学は現職の定員が 8 名あり、1 年制となる。ストレートマスターと言って学部卒は 2 年制となる。静岡大学は現職も 2 年制であり、ストレートマスターも 2 年制である。静岡大学は数年後に入学定員を修士課程から移してくる。現職は学校現場を休んで給与を保証した上で派遣する形となるが、半数は学卒で教職大学院過程を 2 年間勉強した方が入る。毎年数人ということで、出てくる人数は少ないが、今後の環境を作っていくということで意味があると考える。  
藤 井 委 員： 現職教員が大学で学ぶ場合は、本人の希望と学校が送り出すという両方があると考えてよいか。  
義務教育課長： 総合的にマッチングしてもらっている。県から募集を掛けて、市町または学校の事情の中で推薦してもらおう。本人に打診し行きたいということであればそのまま推薦されてくるし、家庭の事情等で無理な場合は何人かの候補から推薦される。  
藤 井 委 員： 純粋に本人の希望だけで行くことは実態としてないのか。  
義務教育課人事監： それはない。  
義務教育課長： 中には自主休業というかたちで希望する者もいる。その場合は給与

保証が無くなる。

藤井委員： 給与が無くなってしまうのか。

義務教育課長： この仕組は給与を保証した上で業務として派遣する。自己啓発のための休暇制度を活用していく場合は対象とならない。

藤井委員： そういった方もいるのか。

義務教育課長： いる。

藤井委員： そういったケースこそ人を育てる意味でバックアップが必要である。自動的に学校推薦が与えられる制度は無いのか。

義務教育課長： 財政上の問題となる。給与面は人事に掛かることなのでクリアできるが一番のネックは学費である。国家公務員の研修制度だと生活費や学費も含めて面倒みてくれるが、この仕組は給与の保証だけなので財政上のハードルの一つとなる。

藤井委員： うまく制度を利用して学校の推薦を取り付けるようにすればいいということか。

義務教育課長： そうである。

藤井委員： センターの課程を修了した場合は修了資格が公に認められるということでしょうか。

義務教育課長： プログラムは一つのパッケージとなっている、学位とプログラムは一部重複するが違うプログラムとして修了書を発行してもらおう。

教育監： 一般的に初任者研修でこのメニューがやりきれなかった場合は次年度に受講する。その枠は整えてある。

斉藤委員： 教職大学院において、一般的な教育理論や技術を教えることを目的としていて、専門教科をやるわけではないと理解してよいか。

義務教育課長： そうである。指導技法等の習得となる。私が現場で見たときはスピーチなどのプレゼンテーションの研修を実践的に行っていた。または自分の所属していた学校の問題を研究したりする。

斉藤委員： 現在テーマとして上がっているアクティブラーニングや、コミュニティとの関連等について学ぶということか。

義務教育課長： 現場に則した実践的な研究を深めて、現場への還元を考えている。修了した者の人事異動は、学校運営の改善について力が発揮できる所属などに配属できるよう考えている。

斉藤委員： ICTはどうなのか。

義務教育課長： 個人の研究テーマで挙げていた方もいたかと思う。

藤井委員： 教職大学院を修了した方が100パーセント教員になるとは限らない。中には別の進路にいく方もいると思う。そういったケースで5年後に教員になりたくなかったといった場合、資格が継続する期間はどの程度か。

義務教育課長： 基本的にはそのまま教員になることを想定している。今のところ空白期間に関しては、プログラム修了した者には学位とは別に終了証を発行されるので、県教育委員会として判断する。

藤井委員： 期限なしということか。

- 義務教育課長： そうである。
- 渡 邊 委 員： 大学を卒業し、ストレートで教職大学院に進学した場合、再度教員採用試験を受けることになると思うが、教職大学院を出ていることがプラスとなるのか。
- 義務教育課長： そうである。教員採用試験の日程が先となる。教員採用試験結果が振るわなかった方が教職大学院に進学しているという実態も否めない。優秀な方があえて教職大学院に進学して、研鑽を積んで現場にきてほしいという要望は大学関係者からもあがっている。メリットは初任者研修を免除される。その他の免許付けも考えていかなければならない。教職大学院で学んでいる方の半数は現職なので、現職向けのインセンティブも必要だと考える。例えば管理職登用試験の法規問題を免除することも一案である。学んだことを評価する仕組みを教育側が考えていく必要がある。
- 渡 邊 委 員： 先生の資質を向上させる仕組みであるとよい。もう1点、5ページに初任者研修（小・中）センター主催校外研修年間計画（案）とあるが、平成29年度から実際にスタートするのか。
- 義務教育課長： スタートする。具体的には6月実施の研修のうち、初日と2日目は講義研修が中心なので、ここに教職大学院の学生も入ると思う。厳密には平成30年度の研修となる。
- 渡 邊 委 員： 学校現場で初任の先生は、研修レポートの提出に加え授業準備など業務が重なって大変であるという声も上がっている。1年目2年目に精神的に参ってしまうケースもあると聞いているので、バランスよく勉強できる仕組みになるとよい。
- 教 育 監： 大学からストレートで教職大学院に進学する方、現職で教職大学院で学ぶ方という2つの仕組みで教職大学院は構成されている。専門学科を学ぶために教職大学院に行くわけでない。大学も生き残りをかけて学校運営をしているので、常葉大学と静岡大学も質的な変化より量的な変化を考えている。教職大学院は数年後、4倍程度に規模は拡大していると思う。そうであるならば、その中の相当数が現職教員となる場合、学校に与える影響は今よりも大きくなってきて、全体の初任者研修のボリュームはどのようにするのかは次の課題となってくる。
- 藤 井 委 員： プログラムの考え方として、スクールカウンセリングやソーシャルワーク的な要素は講義内容に入っているのか。
- 義務教育課長： 入っている。
- 藤 井 委 員： 先日の政令市教育委員との意見交換会でも議論となったが、学生時代からそういった観点で教育を受けて、意識を高めた上で教職活動に取り組むことは今後さらに重要となってくるので、プログラムにしっかりと組み入れてほしい。
- 義務教育課長： 手続きとしては3月最終週に両大学院の研修課長に来ていただき、教育長との間で協定書に調印する。
- 教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)  
教 育 長： 報告事項1を了承する。

## 報告事項2 監査結果に関する報告

教 育 長： 報告事項2「監査結果に関する報告」について長澤財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： これは全て我々が既に把握している内容なのか。

財 務 課 長： そうである。

藤 井 委 員： 最後に説明のあった時間外勤務の事案について、この学校だけの話なのか。他の学校でも同様のことが起こっていると想像できるが大丈夫なのか。

教育総務課長： この事案の後、全学校、全事業所を調査した。1校オーバーしている状況があった。その学校については早急に協定を再締結するよう指示をした。他の所属に関してはそういった事実はないが、今後も起こりうることなので、定期的な時間管理、時間外勤務命令の事前申請の徹底などの声掛けを行っている。

藤 井 委 員： 実態把握をすること自体、容易でないと推察するが、世の中全体がこのように厳しくなっている。パソコンの電源を切った時間が何時なのかなど、重要視している実態もあるので、教育現場だから例外であるとは言えない。時間外勤務への管理はこれまで以上に厳しくやっつけていかざるをえない。

教 育 長： 先日、県職員でも1000時間を越える残業が数名いたということで、県議会でも問題として挙げた。本年度は改善されてきているとのことであった。教育委員会でも多忙な時期はあるが、体調を壊す方が出ると連鎖的に疲労がたまっていく。課長等の管理職は部下がどのように仕事をしているのか注意してほしい。

渡 邊 委 員： 本当に必要な業務なのかという視点からも簡素化を図ってほしい。「夢」プロジェクトを進めているところだが、モデル校以外でもその考え方が浸透するようにしてほしい。

斉 藤 委 員： 時間外を制限すると自宅に持ち帰って業務をするので、仕事の内容や量自体を見直す必要がある。

教 育 監： 事務局の組織を変更する中で、事務局内に100名程度いる充て指導主事について、定数の在り方を見直し、時間外手当が支給されるようにした。12ページに事案としてあるが、非常勤講師の年休日数計算を誤ったケースがある。知識や意識が低いのか、周知が徹底されていないのか、それとも制度そのものに問題があるのか、という検証については、来年度勤務条件班を設置しそれに特化した業務を行うようになる。高校教育課、特別支援教育課においてやらなければならないことはあるが、教育総務課にハブ的な機能を持たせる。

藤 井 委 員： 残業をどれだけやったのかに着目されるが、働き方そのものを変えていかなければならない。教育現場において効率的な変化を見せているかということ、おそらくそうではないのが実態だと思う。一般企業並みに価値観をリセットして教育現場としてどういった対応が必要なのか、業務の棚卸しをし、取捨選択して効率化を図ってほしい。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成28年度第23回教育委員会定例会を閉会とする。